

自転車は軽車両
くるまと同じ仲間です

自転車による事故が多発しています。
自分と他者の安全に配慮して、道路交通法にのっとった運転を心掛けましょう。



自転車の交通マナー



自転車安全利用5則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外※

自転車は『軽車両』です。歩道と車道の区分のあるところは
原則的に車道を通行しましょう。

※歩道通行ができるのは…

- 「自転車及び歩行者専用」の標識がある場合
- 運転者が児童・幼児、70歳以上の高齢者の場合
- 車道または交通の状況からみてやむをえない場合

「自転車及び歩行者専用」



自転車道、自転車横断帯がある場合は
必ず指定された部分を走行しましょう。

②車道は左側を通行

自転車は道路の左端に
寄って通行しなければ
なりません。
右後ろからくる車に
注意して走行しましょう。



③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を走行する場合、
すぐに停止できる
速度で、歩行者の
通行を妨げる場合は
一時停止しなければ
なりません。



④安全ルールを守る

◆飲酒運転禁止



◆二人乗り禁止



◆並進禁止



◆夜間のライト点灯



側面に反射材をつけましょう！

◆信号を守る



◆交差点での一時停止と
安全確認



もし違反をすると？

◇自転車といえども、
交通事故を起こした
場合は大変な責任を
負うことになります。

◇禁止事項の違反には
罰則が設けられて
います。

＜罰則：例＞ 飲酒運転
5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
※酒に酔った状態で運転した場合

⑤子どもはヘルメットを着用

児童・幼児を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、
乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



こんな運転もやめましょう！

*携帯電話を使用しながらの運転

携帯電話で話したり、メールをしたりしながらの運転は大変危険です。



*傘さし運転

傘をさすと視界が悪くなり、操作も不安定になるので非常に危険です。
必ずレインコートを着用するようにしましょう。

※キャンパス内の自転車事故の多くは雨天時または雨上がりの運転です。

*歩道で歩行者に対してベルを鳴らすことやヘッドホンを使用し
ながら運転することもルール違反です。



＜罰則＞ 手放し運転

・携帯を使用しながらの運転、
傘さし運転を含む。

3ヶ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

平成20年6月1日より
自転車の通行等に関する
ルールが改正されました。